

## 1 趣旨

児童の「主体的な学び」を促進し、学力の向上を図るため、小学校低学年段階からの学習のつまずき等を把握し、解消する指導方法等に係る実践的な研究を進め、その成果を検証、普及する。

## 2 事業内容

小学校 20 校程度を指定（以下、「指定校」という。）し、小学校低学年段階からの児童の学力の課題を解決するための指導内容及び方法に係る実践的な研究を進め、その成果を検証、普及する。

## 3 指定の期間

指定期間は、原則として平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とする。

## 4 実施方法

### (1) 指定校における各校の研究内容等

各指定校は、具体的な研究課題を設定し、その課題解決に向けた研究仮説に基づく年間 6 回程度（各学年 1 回程度）の研究授業及び授業後の研究協議会を開催するとともに、学力に課題が大きい児童の学習習慣の定着及び学習内容の理解に向けた方策を協議し、授業改善や児童一人一人の課題に応じた実践的な研究を進め、研究成果を普及する。

なお、研究の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 全国学力・学習状況調査を始めとした学力調査の結果等の分析から、当該指定校において課題とされた内容等を踏まえた指導内容及び方法の工夫・改善に取り組む。

イ 各学年段階の学力に大きな課題がある児童の個別の指導計画等を作成し、児童一人一人の課題に応じた組織的、計画的、継続的な指導を行う。

ウ 学力向上の成果及び課題について、学力調査、評価問題、授業記録、児童の作品等により検証する。

エ 県の「新たな学力調査」の研究開発に協力する。

### (2) 研究推進教員の配置

各指定校に研究推進教員を 1 名置く。

研究推進教員は次のことを行う。

ア 小学校低学年段階からの学習のつまずき等を把握し、解消する指導方法等に係る実践的な研究を推進するため、指定校の研究推進体制の確立を図る。

イ その専門性を向上させるため、県教育委員会が主催する学カフォローアップ校連絡協議会等に参加する。

### (3) 学カフォローアップ教員の配置

各指定校に学カフォローアップ教員を 1 名置く。

学カフォローアップ教員は次のことを行う。

ア 学力に大きな課題がある児童に対し、授業での状況把握・個別指導、放課後の学力補充等、学習のつまずきの解消、学習習慣の定着等を支援する。

イ その専門性を向上させるため、県教育委員会が主催する学カフォローアップ校連絡協議会等に参加する。

### (4) 推進及び普及

ア この取組を推進し、成果を普及させるために、県教育委員会は、次のことを行うものとする。

(ア) 各指定校の取組の推進、質の向上を目指した学カフォローアップ校連絡協議会の実施

(イ) 各指定校に対し、この取組の実施に必要な指導・助言

(ウ) 実施報告をまとめた集録の編集及び県内他市町への情報提供

イ この取組を推進し、成果を普及させるために、市町教育委員会は、次のことを行うものとする。

(ア) 県教育委員会が行うこの取組の推進及び成果の普及（上記ア）への協力

ウ この取組による実践的な研究の成果と課題，研究推進計画等の検証及び当該市町内への普及

(イ) この取組による実践的な研究の成果について，普及方法を検討し普及

(イ) 県教育委員会が児童，教職員及びその他関係者に対してアンケート等を行う際の協力

## 5 実施計画書等の提出

(1) 市町教育委員会は，別紙 1 により，実施計画書を作成し，県教育委員会が別に定める期限までに提出するものとする。

(2) 市町教育委員会は，別紙 2 により，実施報告書を取りまとめ，当該年度の末までに速やかに県教育委員会に提出するものとする。

(3) 実施報告書については，県教育委員会においてその集録を編集し，冊子及びインターネット，その他の媒体により公表することができるものとする。

## 6 その他

本実施要領に定めのない事項については，県教育委員会が別に定める。